

目次

<a href="#">第81回例会・勉強会の報告</a>	P. 1
別紙1 <a href="#">事務局報告</a>	P. 2
別紙2 <a href="#">政治の現況について</a>	P. 3
別紙3 <a href="#">緊急警告046号</a>	P. 7
別紙4 <a href="#">当会HP「会員ブログ」への投稿2本</a>	P. 8
別紙5 <a href="#">読者のひろば</a>	P. 11

---

[第81回例会・勉強会の報告](#)

11月22日、都内・三田いきいきプラザにて第81回例会・勉強会を開催した(参加者8名)。

例会では、鹿島委員が座長となり、事務局報告を福田共同代表が行い<[別紙1](#)>、政治の現況を草野委員が報告した<[別紙2](#)>。勉強会では「政治の現況について」から、当面の政治課題をテーマに参加者全体で議論した。このあと柳澤修氏より、10月7日に出された最高裁の「京王線立体交差事業認可取消訴訟」上告不受理決定の経過と不当性について報告を受けた。

事務局報告で福田代表は、三鷹事件再審実現に向け裁判官、検察、弁護士による三者協議が始まることは一歩前進であるとの認識を示し、次に焦点となるのは証人採用が行われるかどうかであると強調した。その他、福田代表より「完全護憲の会 入会申込書」をニュースに添付してほしい、との要請があった。全体の議論を受け、次号より実行することになった。

政治の現況報告で、草野委員は「核兵器禁止条約、50カ国・地域が批准」をめぐる日本のとるべき態度に焦点を当てて各社新聞社説を提示し、このテーマについて議論を集中した。

「日本の核禁条約への不参加は安保条約との関連から議論せざるを得ない」「核抑止論の均衡が破れば人類の破滅となる」「理想論だけでこの問題を語れるのか」「日本は米国中心から中ロへの安保条約転換も考えるべき」「リビア、イラクへの米国侵略の教訓から核武装が誘発される」「中ロの軍備増強も米国の侵略の恐れから生まれている」「極東の友好関係構築が一番だ」「日本は英断を持って条約に参加すべきである」「日米安保の堅持は米国からの強制というより、日本側で核を持ちたい勢力の意志となっている」「核武装による安全保障論は時代遅れ。外交によって安全保障を求めべきだ」

この他、アメリカ大統領選挙をめぐる議論も活発に展開され、トランプ大統領や共和党・民主党に対する評価に違いはあったが、「米国の方が日本より民主主義は機能している」という点については一致していたといえる。

最後に約30分、柳澤氏が地域住民及び弁護団と共に長年にわたって取り組んできた「京王線立体交差事業認可取消訴訟」の報告は、「上告不受理でまともに審理しない」現在の司法がいかに機能していないかを如実に示す内容であった。

なお、12月の勉強会は引き続き「政治の現況について」から、当面の政治課題としてクローズアップされたテーマに焦点をあてて開催する予定である。

---

1) 当会 HP「会員ブログ」への投稿と来信

後藤富士子弁護士と柳澤修氏よりの投稿を<別紙 4 >に、来信 4 本を<読者のひろば>に掲載

2) 「三鷹事件の真相を究明し・語り継ぐ会」定期総会

標記総会が去る 11 月 15 日、三鷹産業プラザ会議室で開かれた。

参加者はコロナ禍の制約で約 50 名。野嶋真人・主任弁護士の「第 2 次再審申立事件異議審での争点」について報告を受けた後、「竹内景助氏の第 2 次再審申立事件について、東京高等裁判所異議審で早期再審開始決定を求め個人及び団体署名を集め、弁護団との連携も強め支援活動を強化する」などの活動方針を決定した。

代表世話人・堀越作治氏ほか、事務局長・吉村勝雄氏、その他役員を選出し議事を終えた。

3) 宮崎国雄氏ご逝去

当会創立当時、会計監査員を勤めていただいた宮崎国雄氏は長く療養中だったが、11 月 10 日逝去された。生前のご貢献に感謝し、謹んで哀悼の意を捧げる。

4) シリーズ No.1 発表記者会見の録画映像ご案内

2015 年 3 月 20 日、内幸町のプレスセンター9 階大会議室で、当会冊子シリーズ No.1『日本国憲法が求める国の形』の発表記者会見が行われた。IWJ (Independent Web Journal) による会見の録画映像が当会ホームページトップでご覧いただける。

5) 反戦・平和川柳の新作投稿 2 句 ( <https://senryu.kanzengoken.com/all/> )

軍事研究協力せよと 6 人切り 【曲木草文】(11 月 3 日)

アベ政治継承スガの陰険さ 【曲木草文】(11 月 3 日)

6) 冊子シリーズ No.10 の紹介

『週刊金曜日』(11 月 6 日号) の「編集長後記」で「『完全護憲の会』近刊の『三鷹事件・巨大な謀略の闇』も読み応えがあった」と紹介され、その後、問い合わせが相次ぐ。

7) 集会案内

①『緊急講演会 菅政権の暴走を許すな!』 <要予約 100 席>

安倍政治を継承する菅政権は 10 月 26 日の所信表明演説で「ミサイル阻止に関する安倍談話」を踏襲すると述べ「敵基地攻撃」方針を表明、更に年末の防衛大綱・中期防で自衛隊を攻撃型軍隊に大転換させようと狙っています。怒りの総反撃で反動菅政権の侵略・戦争政策を食い止めましょう！ <予約 : [murayamadanwa1995@ybb.ne.jp](mailto:murayamadanwa1995@ybb.ne.jp) ; 090-8808-5000 >

2020 年 12 月 12 日(土)午後 6 時～9 時 資料代 1000 円

文京区民センター2 階・2A 会議室 (本郷 4-15-14、春日駅 A2 出口 2 分、後樂園駅 4b 出口 5 分)

■講演(1)攻撃型軍隊に変貌する憲法違反の自衛隊 講師 前田哲男さん(軍事ジャーナリスト)

(2)中国侵略史から学ぶものー満州事変勃発 90 周年を迎えてー 瀨瀬厚さん(明治大学特任教授)

◎主催者挨拶：菅政権の学術会議任命拒否を徹底弾劾する！ 藤田高景

◎連帯の挨拶：\* 来春始まる「兵士の記録が明らかにした南京大虐殺」パネル展運動を広めよう！ 三角忠さん(編集工房朔代表) \* 陸上自衛隊『衛生学校記事』『化学学校記事』の情報公開裁判にご支援を！ 和田千代子さん(NPO 法人 731 部隊・細菌戦資料センター理事)

<http://www.anti731saikinsen.net/> (来春「NPO 法人重慶大爆撃を語り継ぐ会」を発足)

主催：\* 「村山首相談話を継承し発展させる会」理事長・藤田高景 \* 「重慶大爆撃の被害者と

連帯する会・東京」代表・前田哲男 <http://www.anti-bombing.net>、  
<http://blog.goo.ne.jp/dublin-ki>

## ②三鷹講談会 神田真紅「講談三鷹事件」後編

2021年2月12日(金) 19時開演 武蔵野芸能劇場(JR三鷹駅北口徒歩1分)  
木戸銭：¥2000 他に、一龍齋貞橋、宝井梅湯、神田紅の各氏出演

### 9) 当面の日程について

第82回例会・勉強会	12月27日(日) 13:30~16:30	三田いきいきプラザ
第83回運営委員会	1月10日(日) 13:00~	新橋・ぼるーん
第84回臨時運営委員会	1月17日(日) 13:00~	新橋・ぼるーん
第7回総会兼第83回例会	1月24日(日) 13:30~16:30	三田いきいきプラザ

---

## <別紙 2> [政治の現況について](#)

### (1) 主なニュース一覧 (2020/10/21-11/20)

- \* 公的マネーが大株主、東証1部企業の8割で (2020/10/23)
- \* 核兵器禁止条約、50カ国・地域が批准。発効条件満たす (2020/10/24)
- \* 第203臨時国会召集。菅義偉首相、初めての所信表明演説 (2020/10/26)
- \* 臨時国会代表質問。菅首相、学術会議の任命拒否理由「答え差し控える」 (2020/10/28)
- \* 「大阪都構想」住民投票で僅差の否決 (2020/11/1)
- \* アメリカ大統領選挙実施 (2020/11/3)。ジョー・バイデン氏勝利宣言 (2020/11/8)
- \* 女川原発再稼働、宮城県知事が同意表明。被災原発で初めて (2020/11/11)
- \* 憲法審査会開催、与野党が合意 (2020/11/11)
- \* 新型コロナ感染拡大、日本医師会長「第3波」と指摘 (2020/11/11)
- \* 寿都町議会、核のごみ最終処分場応募の是非を問う住民投票条例案を否決 (2020/11/13)
- \* 社民党が臨時党大会開催。立憲民主党合流派と社民党存続派とに事実上分裂 (2020/11/14)
- \* 種苗法改正案 衆議院で可決 (2020/11/19)

### (2) 新聞社説、ニュース記事 (議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載)

#### ① 朝日新聞 DIGITAL 2020年10月25日 ニュース記事

##### 核兵器禁止条約、発効条件満たす 50の国・地域が批准

核兵器の開発や製造、保有、使用を全面的に禁じる核兵器禁止条約の批准国・地域が24日、条約が発効する条件となっている50に達した。90日後の来年1月22日に条約が発効する。「核なき世界」の実現を求める国際的な声に後押しされ、核兵器を非人道的で違法だとみなす初めての国際条約が動き出す。

中米ホンジュラスが24日に批准したと、国連関係者が明らかにした。国連が定める五大州別の批准国・地域数は、アフリカ6▽米州21▽アジア8▽欧州5▽オセアニア10となった。小国や島国が多いのが特徴だ。日本は「日米同盟の下で核兵器を有する米国の抑止力を維持することが必要」などとして批准していない。

国連のグテーレス事務総長は2日、「核兵器の廃絶は地球の生存に不可欠だが、取り組みは失速している」と指摘。核保有国間の不信感と緊張が高まっている現状に懸念を示し、核兵器禁止条約の発効に期待を寄せていた。

核兵器禁止条約は2017年7月、国連の条約交渉会議で122カ国・地域の賛成で採択された。

発効から1年以内に締約国の会合を開き、核兵器廃棄の期限や検証方法などを決める。

## ② 毎日新聞 2020年10月26日 ニュース記事

### 加藤官房長官、核兵器禁止条約「署名行わないに変わりなし」

加藤勝信官房長官は26日の記者会見で、核兵器を全面禁止する核兵器禁止条約が来年1月22日に発効することについて「核兵器禁止条約は我が国のアプローチとは異なる。署名は行わないという考え方に変わりはない」と述べ、日本は署名・批准しない意向を改めて示した。条約発効後1年以内に開かれる「締約国会議」へのオブザーバー参加についても、「具体的に言う状況にはない。慎重に見極めていく必要がある」と述べるにとどめた。

同条約には米露など核保有国だけでなく、米国の「核の傘」に依存する日本なども参加しておらず、実効性の確保が課題になっている。加藤氏は「この条約が目指す核廃絶というゴールは我が国は共有している」と述べる一方、核実験や弾道ミサイル発射を繰り返す北朝鮮などを念頭に「我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中で、抑止力の維持・強化を含めて脅威に適切に対処しながら、地道に現実的に核軍縮を前進させる道筋を追求することが適切だ」と指摘した。

現在の核拡散防止条約（NPT）は、米露英仏中の5大国に核保有を認めている。加藤氏はNPTによる核軍縮を各国に呼びかける考えを示し、「核兵器国と非核兵器国の橋渡しとなるよう一層積極的に取り組みたい」と語った。

一方、公明党の山口那津男代表は26日の党会合で、核兵器禁止条約の締約国会議へのオブザーバー参加を改めて求めた上で、「被爆地の広島・長崎で会議を誘致する動きがある」と指摘し、日本開催に意欲を示した。【佐藤慶、立野将弘】

## ③ 朝日新聞 2020年10月26日

### 【社説】核禁条約発効へ 日本も参画へ姿勢改めよ

核兵器はいかなる形であれ、人間社会にあってはならない。「核なき世界」をめざすための国際規範が、いよいよ法的な効力を備えることになった。

国連で3年前に採択された、核兵器禁止条約である。批准を終えた国・地域が24日、規定の50に達した。来年1月22日に発効する。

核兵器の開発や製造、保有、使用、さらに威嚇まで禁じる。核軍縮の新たなページを開く長期的な意義にとどまらず、核を実際に使う選択を難しくさせる即効的な変化も期待される。

#### ■国際的な連帯を象徴

グテーレス国連事務総長が「世界的な運動の集大成」と語るとおり、この条約は、広島、長崎の被爆者と、有志国の政府や市民らとの幅広い連帯と努力のたまものに他ならない。

ところが、この歴史的な国際枠組みを歓迎する輪のなかに、日本政府は加わろうとしない。戦後75年の間、原爆の実相を訴えてきた国でありながら、政府が貴重な条約に背を向ける矛盾をいつまで続けるのか。

「核兵器使用の被害者（被爆者）が受けた（中略）容認し難い苦しみ、並びに、実験により影響を受けた者の容認し難い苦しみに留意する」

条約の前文は被爆者らに格別の敬意をはらいつつ、あらゆる核兵器の使用について「人道の諸原則及び公共の良心にも反する」と断じている。

核兵器は現在、世界に1万4千発近く存在する。広島・長崎を最後に、実戦で使われずに歳月が過ぎたのは、必然ではなく幸運な偶然でしかない。

条約の根底にあるのは、危うい核に頼り続ける大国の手に、世界の命運をゆだね続けることに対する拒否であろう。

くしくも今年、世界は新型コロナ禍に見舞われた。感染症対策は協調が求められるが、一部の大国は「自国第一」に走り、国際社会は分断の中にある。

軍事、感染症、環境など、国境を越える脅威と闘う協調づくりのためにも、核禁条約の意義は大きい。共通の利益を考え、行動するグローバルな市民意識をも象徴しているからだ。

条約の発効を機に、世界の安全保障を核抑止の考え方から脱却させ、核廃絶に向けて歩を進める重要な起点としたい。

#### ■使用を抑える効果も

条約の法的な拘束力は、加盟しない国には及ばない。だが、核を「絶対悪」とする倫理を浸透させる効果はある。核保有国が実際に使おうとしてもハードルを高めるだろう。

ただ一方で、核をめぐる国際環境は悪化している。

核兵器の9割以上を保有する米国とロシアの間では昨年、中距離核兵器の全廃条約が失効した。残る核軍縮条約の新STARTは、来年の期限切れを前に延長交渉が続いている。

新冷戦ともいわれる米国と中国の争いも、軍拡の不安を高めている。インド、パキスタンの核武装や北朝鮮の開発なども、世界は封じ込められずに来た。

これからの国際社会は、新しく生まれた核禁条約と、旧来の核不拡散条約を両輪として軍縮の努力を強める必要がある。

核大国は、核禁条約について「非現実的」「分断を生む」と反対する一方、不拡散条約については加盟国に順守を求めている。そのご都合主義を正当化するのは難しくなるだろう。

不拡散条約は、米ロ中などに核保有を認める一方で、核軍縮の努力を義務づけている。非保有国との分断を招いたのは、核保有を自らの特権とし、軍縮を怠ってきた大国自身の態度であることを猛省するべきだ。

日本は唯一の戦争被爆国である。核廃絶への国際努力を先導するとともに、米国などに軍縮を促す責務がある。

#### ■核保有国に説得を

欧米などの元政府幹部らに、潘基文(パンギムン)・前国連事務総長も加わった56人はこの秋、公開書簡を出し、核禁条約を各国が批准するよう呼びかけた。

米欧同盟の一角を成すベルギーでは、この秋に発足した連立政権が条約への協調の道を探るなど、変化の兆しもある。

しかし、日本政府は「アプローチが異なる」と、核抑止依存ありきの立場に固執している。核廃絶を掲げてはいるが、「核の傘」をめぐる現状追認に閉じこもったままだ。

核保有国と非核国の橋渡し役というなら、まずは保有国に働きかけ、核禁条約を敵視せず、対話せよと説得すべきだろう。

条約発効から1年以内に締約国の会議が開かれる。核廃棄の検証や核実験の被害者支援といった、具体的な枠組みづくりの協議がこれから始まる。

日本には、被爆をめぐる医療や援護などで蓄積がある。関連の国際会議を広島・長崎に誘致し、核廃絶をめざす日本の決意を改めて示してはどうか。

そのためには日本政府が条約への態度を改め、締約国会議にオブザーバー参加したうえ、早期に本格的な加盟を果たすべきだ。被爆者と国際世論の失望をこれ以上深めてはならない。

#### ④ 読売新聞 2020年10月28日

##### 【社説】核兵器禁止条約 安全保障の観点で欠けている

核兵器廃絶を目指す精神は尊ぶべきだ。だが、核抑止力が安全保障に果たす役割を無視し、「禁止」を一方向的に迫る内容では、実効性に欠けると言わざるを得ない。

核兵器の開発や保有、使用などを包括的に禁じる核兵器禁止条約が、制定から約3年を経て、発効に必要な50カ国・地域の批准を集めた。条約の規定により、90日後の来年1月22日に発効する。

米英仏中露の核保有国や、日韓など米国の同盟国は参加しておらず、条約には拘束されない。

批准国は、中南米やアフリカなど核の脅威に直接さらされていない国が多い。核兵器が持つ重みについて、認識を共有するのは困難だ。地雷やクラスター弾の禁止条約と同列には論じられまい。

条約の前文は、被爆者の苦しみに言及し、惨禍を繰り返さない決意を示している。核兵器の使用が人道上許されないという点には、議論の余地はない。

一方、安全保障の観点から見れば、核保有国や、米国の「核の傘」を必要としている国の個別の安保環境を考慮していない点で、条約には致命的な欠陥がある。

米国とロシアは、核戦力の均衡を通じて戦争を防ぐ枠組みを維持してきた。日本は、核保有国の中国、ロシアに近接し、北朝鮮の核の脅威に直面する中で、米国の核抑止力に依存している。ロシアと対峙するドイツも同じ状況だ。

米国の同盟国にとって、核使用の「威嚇」も禁止する条約の規定は、「核の傘」の信頼性の否定に等しい。日米安保体制や北大西洋条約機構（NATO）の根幹が揺らぐことになる。

現実の脅威に適切に対処しながら、地道に核軍縮を前進させるというのが、日本の立場だ。禁止条約は受け入れられない。締約国会議のオブザーバー参加も、条約への賛成と受け取られる可能性があり、慎重に対処すべきだろう。

日本は唯一の被爆国として核保有国と非保有国の対話を仲介し、亀裂を修復する必要がある。

世界の核兵器の9割を持つ米露が核軍縮を進め、軍拡競争に歯止めをかけることが先決である。来年2月に失効する新戦略兵器削減条約（新START）の延長に向け、歩み寄りの動きが出ているのは多少なりとも明るい兆候だ。

世界の大半の国が参加する核拡散防止条約（NPT）の役割も、高めねばならない。NPT脱退を宣言して核開発を続ける北朝鮮を非核化させることは、NPT体制の信頼回復への手立てとなる。

## ⑤ 日本経済新聞 2020年10月27日

### 【社説】 核廃絶へオブザーバー参加視野に貢献を

核兵器の開発、保有、使用などを全面的に禁止する核兵器禁止条約が2021年1月22日に発効することが決まった。

米口中をはじめとする核保有国は条約に参加しておらず、実効性には乏しい。ただ、核兵器を違法とする国際規範ができることを保有国は軽視すべきでない。双方の溝がこれ以上広がらないよう橋渡しする日本の役割も重要度を増している。

条約は17年7月に122カ国・地域の賛同を得て採択された。50カ国・地… （以下略）

## ⑥ 産経新聞 2020年10月27日

### 【主張】 核兵器禁止条約 廃絶と安全につながらぬ

核兵器の開発や実験、保有、使用を全面的に禁ずる核兵器禁止条約が来年1月発効する。50の中小の国・地域が批准して発効基準を満たした。

これが核廃絶の歩みを前進させるとの見方が新聞やテレビニュースなどで広がっている。

唯一の戦争被爆国として日本が核兵器廃絶を追求するのは当然だ。だが、核廃絶や平和に寄与するという前提で核禁条約を論じたり、日本が加わったりすることはとても危うい。

核兵器を持つ国はどこも核禁条約に加わっていない。核拡散防止条約（NPT）で核保有を認められた米露中英仏の5カ国やNPT外で核を持つインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮である。これで核を廃絶できるのか。

そのうえ日本や韓国、北大西洋条約機構（NATO）加盟の非核保有国の全てが核禁条約を結ばなかった。その重みも理解しなくてはならない。核禁条約は締約国と、核保有国を含む非締約国との溝を深め、核軍縮の議論を停滞させる恐れもある。

日本は中露や北朝鮮の核の脅威に直面している。北朝鮮が声明で「取るに足らない日本列島の4つの島を核爆弾で海中に沈めるべきだ」と脅してきたのはわずか3年前のことだ。

現在の科学技術の水準を踏まえれば、核攻撃を抑えるには核による反撃力を持つことが欠かせない。核抑止を一方的に解けば放棄しない国の前で丸裸になる。もし全核保有国が放棄しても、ひそかに核武装する国やテロ組織が現れれば万事休す、である。

自国や同盟国の側に核抑止力がなければ、北朝鮮のような悪意ある国からの核攻撃やその脅し、化学兵器など他の大量破壊兵器による攻撃を防げない。この安全保障上の厳しい現実を肝に銘じたい。日本が非核三原則を採れているのも同盟国米国の「核の傘」（核抑止力）に依存しているからだ。

加藤勝信官房長官は会見で「わが国のアプローチと異なる」として核禁条約に署名せず、締約国会議へのオブザーバー参加にも慎重姿勢を示した。

国民の命を守る責務を担う政府として妥当な姿勢である。政府は広島、長崎の悲劇を語り伝え、核禁条約とは別の形で核軍縮外交を着実に進めるとともに、「核の傘」やミサイル防衛の有効性を常に点検しなければならない。

---

### <別紙 3> 緊急警告 046 号

#### 安倍前首相は国会の場で説明・謝罪し、国会議員を辞職せよ！

安倍晋三前首相の後援会が主催した「桜を見る会」前夜祭（夕食会）をめぐり、全国の弁護士や法学者ら 941 人が公職選挙法と政治資金規正法違反の疑いで、安倍首相（当時）と後援会幹部の計 3 人を東京地検に告発していたが、ようやく東京地検特捜部が動きを見せた。

報道によると、「東京地検特捜部が安倍氏の公設第 1 秘書らから任意で事情聴取をしていたことが、関係者の話でわかった。特捜部は、会場のホテル側に支払われた総額が参加者からの会費徴収額を上回り、差額は安倍氏側が補填していた可能性がある」とみており、立件の可否を検討している」（読売新聞オンライン 11 月 23 日）という。

さらに同紙は、「安倍氏の公設第 1 秘書が東京地検特捜部の事情聴取に対し、費用の一部を補填したことを認めた上で、『補填した分は政治資金収支報告書に記載しなければならないとわかっていた』と供述したことが関係者の話でわかった」（11 月 27 日）と続報した。

安倍前首相後援会が主催した「桜を見る会」前夜祭をめぐっては、先の国会において、立憲民主党など野党は、都内の一流ホテルでの 800 人もの後援者を招待した夕食会の参加費が 5,000 円とは安すぎる、主催者側が差額を補填したのではないかと、補填したとすれば寄付にあたり公職選挙法にも違反する、と追及していた。

これに対し安倍前首相は、5,000 円の会費はホテル側が設定したもので、安倍事務所職員が参加者一人ひとりから集めて全額をホテル側に渡したと説明。「後援会としての収入、支出は一切なく、政治資金収支報告書への記載の必要はない」「事務所側が補填したという事実も全くない」と述べていた。

こんな安倍前首相の子供だましの説明がウソであることは明白であり、立憲民主党の辻元清美議員が衆議院予算委員会において、「私たちが選挙区の人を招待してお花見して飲み食いさせたら公職選挙法違反になる」として、『主催は後援会だが、契約の主体は個人で、個人が（会費を）支払った』（安倍晋三首相）とする手法を『安倍方式』と命名。政治資金収支報告書の記載を逃れる『脱法

行為だ』と追及した。」(毎日新聞 2020年2月3日)のは当然である。

安倍前首相の国会答弁は、明らかに言い逃れのウソとわかるような恥知らずなもので、こうした答弁を繰り返して行っていたが、それを裏付ける報告が衆院調査局によって明らかにされた。

「衆院調査局は安倍氏が2019年秋の臨時国会と20年の通常国会で事実と異なる答弁を少なくとも33回行ったと明らかにした」(毎日新聞 11月26日)のである。同時に同調査局は、「森友学園」問題についても「安倍政権下の政府答弁のうち事実と異なる答弁が計139回あったと明らかにした」(同 11月25日)。

これは恐るべきことである。

「国会は、国権の最高機関」(憲法第41条)とする国会を、行政府の長がかくも軽んじ無視し虚偽答弁を重ねてきたのである。まさに三権分立を揺るがす憲法違反の所業と言わなければならない。さらに、憲法73条(「内閣は、……一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること」)が定める「法律の誠実執行」義務違反でもある。

安倍前政権のこれほどの暴挙を許してきたのは、国会内多数を制する自公与党がこれを良しとして支えてきたからに他ならない。安倍政権の官房長官としてこれを支え推進してきた菅義偉現首相の責任も免れない。

こうした事態に対して、当然にも野党は安倍前首相の国会への参考人招致を自民党と菅首相に要求した。菅首相は、事の重大性を歯牙にもかけず「国会がお決めになること」と言う。自民党森山裕国対委員長は、「司法当局から正式な発表がない現時点で、(安倍氏を)参考人として出席を要請されても受けることには無理がある」として拒否。自民党はこれを当然の如く支えている。

そして現在取沙汰されているのは、「安倍氏は国会答弁で補填を否定したが、事務所の秘書が安倍氏に虚偽の報告をした」(産経新聞 11月24日)、したがって安倍氏も秘書の虚偽報告に騙されていたので安倍氏に罪はない、というもの。お決まりの秘書に一切の罪をかぶせて一件落着としようとするものである。

このような非道を許しておいていいはずはない。「国権の最高機関」としての権威を取り戻すためにも、安倍前首相の国会への参考人招致は不可欠である。東京地検も安倍氏本人の聴取も含め、徹底して真相を解明しなければならない。

安倍前首相は国会の場で自ら説明・謝罪し、議員を辞職すべきである。 (11月30日)

---

<別紙4> [当会 HP「会員ブログ」への投稿2本](https://kanzengoken.com/?page_id=6303) [https://kanzengoken.com/?page\\_id=6303](https://kanzengoken.com/?page_id=6303)

## ■「統一修習」を「法科大学院」に置き換える —— 「司法試験」「判事補」の再定義

弁護士 後藤富士子

### 1. 「検察事務官」から「検事正」が誕生

検察事務官から出発した岡田博之氏(61歳)が、今年9月14日付で盛岡地検検事正に就任した。出身地旭川市の高校を卒業後、旭川地検の検察事務官に採用され、視野を広げようと旭川大学経済学部の夜間部に通った。内部試験により、1993年に副検事、2001年に検事となり、東京地検刑事部副部長や名古屋地検公安部長を経て、昨年11月から神戸地検姫路支部長を務めた(ニュース・弁護士ドットコム9月29日)。

私は、「検事」になるには、〈司法試験 → 統一修習修了〉のルートしかないと思い込んでいたが、誤りである。検察庁法によれば、検察官の種類は、検事総長、次長検事、検事長、検事、副検事の5種であり(3条)、等級に1級と2級があり、副検事は2級である(15条2項)。そして、3年以上副検事の職にあって政令で定める試験を経た者は2級検事になれるし(18条3項)、



2級検事になると、1級検察官（検事総長、次長検事、検事長）の任命資格として「司法修習生の修習を終えた者」とみなされる（19条3項）。すなわち、「統一修習」という障壁は、大昔から決壊していたのである。

一方、検察庁法改正問題で一躍有名になった黒川弘務東京高検検事長（当時）は、東京大学法学部 → 司法試験 → 統一修習修了 → 検事という経歴で、検事になってからの経歴の大半は法務省の枢要ポストを歴任し、官房長を経て事務次官となり、昨年1月に東京高検検事長になっている。しかるに、緊急事態宣言下で新聞記者と賭けマージャンをしていた不祥事が発覚し、今年5月21日に辞任した。

岡田氏と黒川氏を比べると、もはや〈司法試験 → 統一修習修了〉のルートが「よき法曹」を得るための制度として機能していないことは歴然としている。むしろ、「司法試験」も「統一修習」も、単なる「権威主義の残骸」にすぎないのではないだろうか？

## 2. 「裁判官」の種類と任命資格

最高裁は、長官と14名の判事がいる。長官は、内閣の指名に基づき天皇が任命し（憲法6条2項）、判事は、内閣が任命し、その任免は天皇が認証する。任命資格は、「識見の高い、法律の素養のある年齢40年以上の者」で、少なくとも10人は、①10年以上高裁長官・判事の職にあった者、②高裁長官・判事・簡裁判事・検察官・弁護士・別法で定める大学法学部教授または准教授の職に通算20年以上の者、である（裁判所法41条1項）。

下級裁判所は、高裁長官、判事、判事補、簡裁判事がいるが、最高裁の指名した者の名簿によって、内閣で任命する（憲法80条1項）。高裁長官の任免は天皇が認証する。高裁長官と判事の任命資格は、判事補・簡裁判事・検察官・弁護士・裁判所調査官等・別法で定める大学法学部教授または准教授の職に通算10年以上の者、である（裁判所法42条1項）。判事補の任命資格は、司法修習生の修習を終えた者、である（裁判所法43条）。簡裁判事の任命資格は、判事補・検察官・弁護士・裁判所調査官等・別法で定める大学法学部教授または准教授の職に通算3年以上の者（裁判所法44条）のほかに、選考委員会の選考による例外がある（裁判所法45条）。

すなわち、裁判官も、選考任命簡裁判事や学者を通して、〈司法試験 → 統一修習修了〉のルート外から任官できるのである。

## 3. 「弁護士」の資格 — 「法曹養成」の矛盾

弁護士には種類がなく単一であり、弁護士の資格の原則は、「司法修習生の修習を終えた者」である（弁護士法4条）。その例外として、①司法試験に合格したが統一修習を修了していない者で、法務大臣が認定した場合（同5条）、②〈司法試験 → 統一修習修了〉のルートを通らなかった最高裁判事（同6条）がある。すなわち、弁護士も、〈司法試験 → 統一修習修了〉のルートに限定されていない。

ところで、司法修習生は、司法試験に合格した者の中から最高裁判所が任命する（裁判所法66条）。司法試験は、裁判官、検察官または弁護士となろうとする者に必要な学識およびその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とした国家試験である（司法試験法1条1項）。その受験資格は、法科大学院課程修了者または司法試験予備試験合格者である（同法4条）。

しかし、司法試験は、現行制度上「司法修習生採用試験」であり、司法試験法1条1項と矛盾する。すなわち、司法試験の目的が法の定めるとおりなら、受験者に、必要な学識と応用能力を取得する教育がなされていなければならない一方、この試験に合格した者が司法修習を修了しなければならないはずがない。また、予備試験についても、法科大学院課程修了者と同等の学識と応用能力と法律実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的としているから（同法5条）、司法修習は無用である。そして、本質的な問題は、予備試験という「試験による選抜」

は、法科大学院課程修了という「教育による法曹養成」の理念と相容れない。これが、法曹の「質」を低下させている根本原因であろう。

ところが、弁護士は、司法試験合格者数を減らすことや、法科大学院の相対的軽視と統一修習の充実を求めている。それは、弁護士の「既得権益」を守るために、自らが受けてきた法曹養成制度に回帰することしか考えつかず、新しい法曹養成制度を敵視する態度というほかない。

しかし、弁護士が社会に有用な専門職で在り得るためには、無用の長物と化した「統一修習」を廃止し、法科大学院での教育による法曹養成を貫徹させるべきである。それは、弁護士の「質」の多様化・高度化・専門化を推進するはずである。それなしに、日本の司法と法曹の発展は期待できない。一方、裁判所も検察庁も、現行の統一修習制度で「よき法曹」が得られるとは信じていないのではないか。それを信じているかのごとく思考停止しているのは、弁護士だけであろう。

#### 4. 「司法試験」と「判事補」の再定義

司法修習生は、司法試験に合格した者の中から任命される（裁判所法66条）。また、判事補は、司法修習生の修習を終えた者から任命される（裁判所法43条）。そうすると、現行「統一修習」を廃止した場合、定義をし直さなければならない。まず、「司法試験」は、法科大学院課程修了を受験資格にする。そして、司法試験合格者は法曹資格を取得する（現行の二回試験に相当）。すなわち、判事補も検事も弁護士も、資格要件は「司法試験合格者」に一本化される。

私は、長年の「法曹一元」論者であったが、現今の法曹の「質」の低下に危機感を抱き、「法曹一元」を封印することにした。「官僚制をやめればよくなる」という命題は、現在の危機に対応できない。「判事補」も「キャリアシステム」も前提にして、それを担う人の質を抜本的に向上させることが先決である。そして、法科大学院という法曹養成制度は現存しており、素直に発展させれば足りるのだから。

(11月2日)

#### ■ 国会と司法が試されるとき

会員 柳澤 修

「桜を見る会前夜祭」で、安倍前首相の事務所が会費を補填していたことが、東京地検特捜部の捜査で明らかになった。そもそも都内一流ホテルで会費5,000円、領収書は参加者個人にホテルが発行、明細書も何ももらっていないなど、信じがたい国会答弁を繰り返してきた前首相だが、すべてが虚偽であったことが白日の下にさらされつつある。こうした国会や国民を馬鹿にした答弁を繰り返してきた前首相がとる戦術が、「秘書が独断でやったことで、知らなかった」であることは容易に想像できる。そして、検察は「政治資金規正法も公職選挙法も不起訴」とする方向との報道も取りざたされる。果たしてそれでいいのか。国会は国民の負託を受けた国権の最高機関であるが、国会及び国民は行政の最高権力者の嘘に1年近く騙され続けてきたのである。

野党は国会で安倍前首相の証人喚問を要求しているが、菅首相もまた同罪であることから、前首相の負の遺産を見事に継承し、国会を愚弄した答弁を続けるだけで、全く信用できない存在。

しかし、かつてはリクルート事件で中曽根元首相、佐川急便事件で竹下元首相が証人喚問されたこともあり、自民政権時代であっても、首相経験者の証人喚問の実績がある。自民党議員もこの1年間騙されてきたこと、そしてモリ・カケ・サクラ・定年延長など、数々の政治の私物化疑惑のある安倍前首相の証人喚問に応じることは、国会議員の矜持を示す時でもある。行政監視機関としての国会の機能が試されている。

そして検察・裁判所の対応である。かつて政界のドンと言われた金丸信が、5億円の闇献金問題が明るみになったが、東京地検特捜部は金丸に事情聴取もせず略式起訴し、東京地裁が20万円の略式命令をしたことから、その刑罰の軽さに関して司法が世論の大反発を受けたことがあった。

その反発を受け、その後検察は脱税で金丸を逮捕・起訴せざるを得なくなった。今回安倍前首相を不起訴にするような判断は決して許されるものではない。

安倍前首相は9月に体調不良で突然辞任したが、最近はずこぶる元気だったとのこと。現役首相で前夜祭問題の真相が発覚することを恐れたための辞任とも推測される。安倍前首相には、議員辞職という形で政治責任を取ってほしいものである。(11月29日)

---

<別紙 5> 読者のひろば (ご意見・情報など、なるべく600字以内で投稿歓迎)

■ 三鷹事件再審を支援する会・事務局より

三鷹事件再審弁護団は、10月27日に「異議申立理由補充意見書3」を東京高等裁判所第5刑事部(藤井敏明裁判長)に提出した。同日合わせて、進行協議(三者協議)の開催を求める申し入れをしたところ、11月10日、裁判所より「三者協議を開催するので日程の調整をしたい」旨の電話があった。その後、日程を調整し、12月7日15時より開催することを決定した。2019年7月31日に、東京高裁第四刑事部により再審請求が棄却されて以降、弁護団が3度にわたって意見書を提出してきた。今回(意見書3)は、竹内景助氏の法廷での単独犯行自白が信用性に欠けるものであることと、なぜそのような自白が生み出されたのかを明らかにする内容になっている。

これらの意見書を受けて三者協議が始まることは、三鷹事件再審実現に向けた第一歩となる。再審請求人である竹内景助氏のご長男・健一郎さんはお元気で、三者協議の開始に期待を寄せておられるという。

焦点は弁護団が求める証人採用がなされるか否かである。ぜひ、ご注視を願う。

■ A氏(千葉県)より

入会申込書を同封します。どうぞよろしくお願い申し上げます。(中略)

菅首相は厳しい方なんです。No.82を読んで学術会議の6人は任命されなくて菅さんも何でもないし。叱りつける人だとか皆言っているそうですよ。[原文ママ]

勉強会には出られませんが、何かあったら何でも読ませてください。どうぞよろしく。

■ S氏(静岡県)より

島田事件赤堀さんの救援に続いて、袴田巖さんの再審をお手伝いしております。

更に、昔の二俣事件の舞台になった二俣町にあった天竜林業高の校長の冤罪をお手伝いしております。(ちらしを添付します)

素人でも、続けることに意義を見いだしております。

■ 岡崎市・大久保敏明氏より

ニュースNo.83号では、石川逸子氏の詩「6名」に感銘、共感。

けさ(25日)の朝日は1面で「桜を見る会」の夕食費で「安倍氏側5年で916万円補填」をトップ記事で報道している。

国会答弁でシラを切り通した安倍前首相の大罪が白日の下に暴露され始めた。当時の官房長官だった菅現首相の責任も当然追求されるべきである。アベ政治を継承している現菅内閣も総辞職すべきと思う。貴会も声明を出していただきたい。(11月25日)

◆ 当会への入会ご案内（会費は無料） 参照： [https://kanzengoken.com/?page\\_id=1003](https://kanzengoken.com/?page_id=1003)

「完全護憲の会」入会申込書

No. \_\_\_\_\_

氏名	
ふりがな	
入会年月日	20 年 月 日
メールアドレス	
住所	〒
電話番号	
入会金（1000円）	<input type="checkbox"/> 支払い済み <input type="checkbox"/> 未払い

[目次に戻る](#)